スタートした地理的表示保護制度

──地域産品のブランド化と地域情報発信のツール──

理事研究員　堀内芳彦

地理的表示(GI:Geographical Indication)保護制度(以下「GI制度」)が本年６月にスタートした。この制度は、地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品等のうち、品質や社会的価値等を確立した特性が産地と結びついているものの名称を、知的財産として国に登録し、国がその名称を地域ブランドとして保護するものである。全中では、GI制度は農業所得の増大や産地の結集強化に寄与する制度として、JAグループとしても積極的に活用をすべく検討を進め、第27回JA全国大会の次期３か年方針にGI制度の活用を盛り込み、今後全国における取組みを推進していくこととしている。

以下ではGI制度の概要とJAグループの今後の取組みの方向について紹介する。

1　制度導入の背景

地域ブランドの認証制度として、既に地方自治体等独自の認証制度や地域団体商標制度があるが、品質の統一化が図られず産品のブランド価値の向上が図られていない、ブランドへのただ乗りが行われているなどの課題が指摘されていた。この点は商標制度でも、品質を制度的に担保はできず、ブランド侵害への対応は訴訟など自力救済が求められる。

こうした課題克服も含め、政府は「攻めの農林水産業」を展開するうえで、ブランドの価値を守り、優れた産品に高い付加価値を付け国内外の市場に販売できるような基盤を整備し、生産者がより多くの利益を確保するための制度が必要として、GI制度が創設された。

2　制度の概要

GI制度は以下の６点を軸に構成されている(第１図)。

①生産･加工業者の団体がGIを生産地や品質等の基準とともに申請。

なお、対象となる産品はその特性を有した状態でおおむね25年間生産が継続されていることが必要。

②農林水産大臣が申請内容を審査しGIおよび生産・加工業者の団体を登録。

③登録後、生産・加工業者の団体に加入す

第１図　GI制度の概要

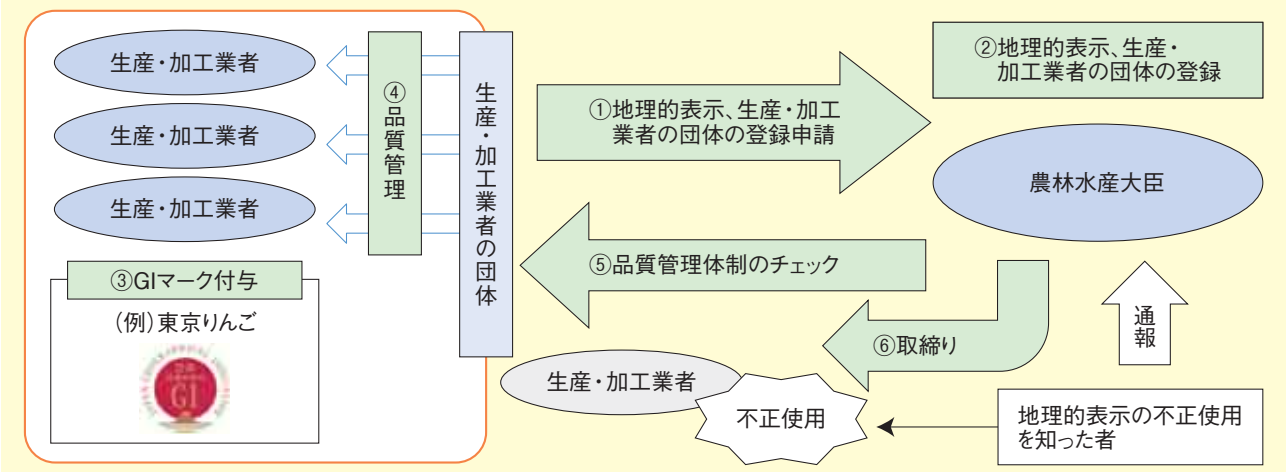

資料　農林水産省HP

農林中金総合研究所
http://www.nochuri.co.jp/

る生産・加工業者は、基準を満たした産品に当該GIの使用が認められ、GIを使用する際に国が定めるGIマークを付す義務を負う。

④生産・加工業者の団体は、その構成員である生産・加工業者が登録基準に適合した生産を行うように、品質管理の指導、検査等の業務(生産工程管理業務)を行う。

⑤農林水産大臣は、生産・加工業者の団体の管理体制をチェックする。

⑥農林水産大臣は不正なGIの使用を知った者から通報を受けこれを取り締まる。

第1表 公示されたGI制度登録申請産品(2015年10月9日現在)

	産地	申請者	公示日
夕張メロン	北海道夕張市	JA夕張市	7月17日
江戸崎かぼちゃ	茨城県稲敷市、牛久市桂町	JA稲敷市	7月17日
八女伝統本玉露	福岡県内	八女伝統本玉露推進協議会	7月31日
鹿児島の壺造り黒酢	鹿児島県霧島市福山町、隼人町	鹿児島県天然つぼづくり米酢協議会	8月14日
あおもりカシス	青森県東青地域	あおもりカシスの会	8月14日
神戸ビーフ	兵庫県内	神戸肉流通推進協議会	8月21日
但馬牛	兵庫県内	神戸肉流通推進協議会	9月8日
くまもと県い草	熊本県八代市、氷川町、宇城市、あさぎり町	JA八代地域 JA熊本宇城 JA球磨地域	9月18日
伊予生糸	愛媛県西予市	西予市養蚕業振興協議会	9月18日
市田柿	長野県飯田市、下伊那郡、飯島町、中川村	JAみなみ信州	9月18日
くまもと県産い草畳表	熊本県八代市、氷川町、宇城市、あさぎり町	JA八代地域 JA熊本宇城 JA球磨地域	10月6日

資料　第1図に同じ

3　登録申請状況

農林水産省へのヒアリングでは登録申請は既に30産品を超えているとのことだが、形式的審査を経て意見書提出のため申請内容が農林水産省のHPに公示されているのは、10月9日時点で11産品(第1表)であり、この中から年内には登録1号案件が出る見込みである。地域団体商標の登録は9月末時点で584件あるが、農林水産省はGI制度では数百件程度は期待できるとしている。

10月の全中主催のGI制度研修会で、「砂浜らっきょう」で6月に登録申請を行ったJA鳥取いなばの福部支店長が講演を行い、「産地に由来する特性の説明資料の作成に苦労したが、国のお墨付きを得ることで、類似品との差別化によるブランド力向上で農家所得の安定・向上を図ることはもとより、鳥取砂丘の観光等との連携により地域活性化につながるものと確信している。」という話が、GI制度の目的を端的に語るものとして印象的であった。

4　JAグループの今後の取組み

JAグループでは、全中主催でJA、各県中央会、全農、農林水産省等をメンバーとする「JAグループ地理的表示保護制度研究会」を昨年5月に設置し、これまでに上記のJA鳥取いなばとJAみなみ信州の「市田柿」の登録申請をサポートしたほか、GI制度を活用したJA事業モデルと申請マニュアル等で構成される「JAグループ地理的表示保護制度活用マニュアル」を策定し、全国研修会1回と10県域で説明会を開催している。

今後は、GI制度は先登録主義であることから、系統外の団体に後れをとらないよう全県域で研修会を開催し、各地域における申請候補品の掘り起こしに積極的に取り組む方針である。併せて年内を目途に全国組織で消費者向けの普及資材を作成しGI制度の周知に取り組むこととしている。

地方創生では「地域資源を活用したコンテンツづくり」が創生戦略に挙げられているが、GI制度はブランド化とその背景にある地域の伝統や文化等の情報発信づくりの二つの要素を備えた戦略の核となるツールといえ、地域の食材をよく知るJAがGI制度を活用し、生産者である組合員のみならず加工・販売・観光面でも地域と連携し、地域活性化に貢献していくことが期待される。

(ほりうち　よしひこ)